

# 令和5年第2回足寄町議会定例会議事録（第1号）

令和5年6月6日（火曜日）

## ◎出席議員（13名）

1番	早瀬川	恵	君	2番	井	脇	昌	美	君			
3番	榊	原	深	雪	君	4番	矢	野	利	恵	子	君
5番	田	利	正	文	君	6番	高	橋	健	一	君	
7番	木	村	明	雄	君	8番	細	川	勉	君		
9番	川	上	修	一	君	10番	進	藤	晴	子	君	
11番	多	治	見	亮	一	君	12番	二	川	靖	君	
13番	高	橋	秀	樹	君							

## ◎欠席議員（0名）

## ◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	渡	辺	俊	一	君	
足寄町教育委員会教育長	東	海	林	弘	哉	君
足寄町代表監査委員	川	村	浩	昭	君	

## ◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	丸	山	晃	徳	君	
総務課長	松	野	孝	君		
福祉課長	保	多	紀	江	君	
住民課長	金	澤	眞	澄	君	
経済課長	加	藤	勝	廣	君	
建設課長	（事務取扱）丸山晃徳君					
国民健康保険病院事務長	川	島	英	明	君	
会計管理者	（兼）金澤眞澄君					
消防課長	大	竹	口	孝	幸	君
建設課建設室長	岩	淵	堅	志	君	

## ◎教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長	丸	山	一	人	君
------	---	---	---	---	---

## ◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長	山	田	弘	幸	君
-----------	---	---	---	---	---

## ◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	横	田	晋	一	君
事務局次長	野	田	誠	君	
総務担当主査	中	鉢	武	志	君

## ◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名＜P 3＞
- 日程第 2 会期の決定＜P 3～P 4＞
- 日程第 3 諸般の報告（議長）＜P 4＞
- 日程第 4 行政報告（町長）＜P 4～P 5＞
- 日程第 5 行政執行方針（町長・教育長）＜P 5～P 15＞
- 日程第 6 報告第 7号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）＜P 15～P 16＞
- 日程第 7 報告第 8号 繰越明許費繰越計算書について（公共下水道事業特別会計）＜P 16＞
- 日程第 8 報告第 9号 繰越明許費繰越計算書について（介護サービス事業特別会計）＜P 16＞
- 日程第 9 報告第10号 事故繰越し繰越計算書について＜P 16～P 17＞
- 日程第10 議案第42号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について＜P 17～P 18＞
- 日程第11 議案第43号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について＜P 18～P 19＞
- 日程第12 議案第44号 芽登小学校外部改修（建築主体）工事請負契約について＜P 19～P 20＞
- 日程第13 議案第45号 足寄町企業版ふるさと納税基金条例の制定について＜P 20～P 21＞
- 日程第14 議案第46号 足寄町税条例の一部を改正する条例＜P 21～P 22＞
- 日程第15 議案第47号 足寄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例＜P 22～P 23＞
- 日程第16 議案第48号 乳幼児及び児童医療費助成に関する条例の一部を改正する条例＜P 23～P 24＞
- 日程第17 議案第49号 足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例＜P 24～P 26＞＜P 27～P 28＞
- 日程第18 議案第50号 足寄町新規就農者等誘致促進条例の一部を改正する条例＜P 26～P 27＞
- 日程第19 意見書案第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書＜P 28＞

午前10時00分 開会

### ◎ 開議宣告

○議長（高橋秀樹君） 全員の出席であります。

ただいまから、令和5年第2回足寄町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### ◎ 会議録署名議員の指名

○議長（高橋秀樹君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、1番早瀬川恵君。2番井脇昌美君を指名いたします。

### ◎ 議運結果報告

○議長（高橋秀樹君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 進藤晴子君。

○議会運営委員会委員長（進藤晴子君）

昨日開催されました、第2回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日6月6日から6月22日までの17日間とし、このうち7日から18日までの12日間は休会となります。

次に、審議予定について報告します。

本日、6月6日は、最初に議長の諸般の報告を行います。

次に、町長から行政報告を受けた後、町長、教育長から行政執行方針を受けます。

次に、議案等の審議方法について申し上げます。

最初に、報告第7号から報告第10号までの報告を受けます。

次に、議案第42号から議案第44号までと議案第46号から議案第48号までと議案第50号を即決で審議いたします。

議案第45号については、総務産業常任

委員会へ、議案第49号については、文教厚生常任委員会へ付託し、会期中の委員会審査といたします。

次に、意見書案第2号については、総務産業常任委員会へ付託し、会期中の委員会審査といたします。

19日は、一般質問などを行います。

20日以降の審議予定については、一般質問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議し、皆様にご報告いたしますので、ご了承承願いたします。

なお、議案第51号から議案第57号までの補正予算案は、後日提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

今定例会中に町長から追加議案が提出される予定ではありますが、提出されました際に、再度議会運営委員会で協議し、皆様にご報告いたしますので、ご了承承願いたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

なお、本会議終了後、議場において全員協議会を行いますのでよろしくお願いたします。

○議長（高橋秀樹君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

### ◎ 会期決定の件

○議長（高橋秀樹君） 日程第2 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月22日までの17日間にいたしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって会期は本日から6月22日までの17日間に決定をいたしました。

なお、17日間のうち7日から18日までの12日間は休会にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋秀樹君) 異議なしと認めます。

よって、12日間は休会に決定いたしました。

なお、今定例会における一般質問通告書の提出期限は、6月8日木曜日の午後4時まででありますので、よろしくお願いたします。

### ◎ 諸般の報告

○議長(高橋秀樹君) 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、印刷してお手元に配付のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

### ◎ 行政報告

○議長(高橋秀樹君) 日程第4 行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 渡辺俊一君。

○町長(渡辺俊一君) 議長のお許しをいただきましたので、2件の行政報告を申し上げます。

まず、十勝市町村税滞納整理機構における令和4年度の実績が取りまとめられましたのでご報告いたします。

まず、十勝市町村全体の実績ですが、滞納事案248件、滞納額2億874万9千円の引継ぎに対して、延滞金を含めた収納額は5,626万3千円、収納率は26.95%となっており、前年比6.34ポイントの減となりました。

新型コロナウイルスの影響により、十勝管内の雇用情勢や個人消費等の経済状況が悪化した影響、また、十勝全域において滞納整理が進んでいることもあり、徴収困難な高額滞納者の割合が増加していることが要因と考えております。

次に、本町の実績ですが、引継ぎました

事案は7件、滞納額88万3千円に対して、延滞金を含めた収納額は43万4千円、収納率は49.18%となっており、前年比13.48ポイントの減となりました。

また、事前予告通知による効果額は11万4千円で、収納実績額と合わせた総額は154万8千円となっており、本町が負担する分担金117万4千円を差し引いた費用対効果額は、37万4千円の実績となりました。

発足から16年間における本町の引継件数は延べ145件で、収納額は3,878万1千円の実績となっており、滞納整理機構への引継ぎの宣伝効果もあって、町税全体の収納率も高い水準を維持しております。

なお、令和5年度におきましては、継続事案1件を含む7件、滞納税額131万9千円を引継ぎしております。

十勝市町村税滞納整理機構は、滞納整理に関する高度な専門知識や手法を有しており、各市町村での対応が困難な者に対しても高い収納率を上げております。

今後におきましても、適切に納税されている方々の不公平感をなくすため、十勝一丸となった取組を図ってまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、ご報告といたします。

次に、公用車による交通事故の発生について、ご報告いたします。

令和5年4月21日金曜日午後1時50分頃、建設課車両室に勤務する職員の運転する公用車が、業務のため町道南川沿通を北西方向に走行中、南6条6丁目4番地に位置する丁字路交差点に差し掛かった際に、南西方向の南5条通から走行してきた相手車両の運転手が、丁字路交差点南5条通側に立っている一時停止の標識を見落とし、一時停止を行わなかったことに加え、接近していた公用車に気づかないまま左折のため交差点に進入してきたことにより、公用車は飛び出してきた相手車両を回避で

きず、衝突しました。

この事故により、職員は首を痛め2週間の加療が必要との診断となりました。なお、相手車両の運転手に怪我はありませんでした。

現在、相手車両の運転手と示談に向けた協議を進めており、必要な費用が確定後、今後の議会に報告させていただく予定です。

今後、一層の安全運転の徹底と運転技術の向上に努め、事故を起こさないよう万全を期してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます、公用車による交通事故についてのご報告とさせていただきます。

以上、2件の行政報告とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） これで、行政報告を終わります。

#### ◎ 行政執行方針

○議長（高橋秀樹君） 日程第5 行政執行方針について、町長から行政執行方針を申し述べます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） 議長のお許しを頂きましたので、行政執行方針を申し上げます。

令和5年第2回足寄町議会定例会の開催にあたり、私の町政執行に臨む基本姿勢と主要な施策について所信を申し上げます。

私は、この度の任期満了に伴う足寄町長選挙におきまして、町民の皆様をはじめ多くの方々から力強いご支援をいただき、引き続き2期目の町政の重責を担わせていただくこととなりました。

地方自治体を取り巻く情勢は極めて厳しい状況にあります。今回の無投票当選の重みと、皆様方からお寄せいただいた期待と信頼にお応えするため、現場の声をお聞きし、住民の皆様の知恵を反映し、持続可能で住み続けたいと思っただけのまち

づくりを進め、常に町民目線をもって誠心誠意、足寄町の発展に取り組む所存でありますので、町民の皆様、町議会議員各位のご指導・ご協力をお願い申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症の関係ですが、感染症法上の位置付けが、5月8日から「2類相当」から「5類」に変更となり、3年間に及ぶ感染対策は大きな節目を迎えました。これまで地域の保健医療を支えていただいた関係者の皆様、また、感染防止対策にご協力をいただいた町民、事業者の皆様に改めて感謝を申し上げます。

5類への移行により、新型コロナへの対応は、今後、「一般的な病気に対する普遍的な対応」へシフトしていくこととなりますが、重症化した際のリスクを考えると、町民の皆様には、その時々状況に応じた感染対策の継続をお願いいたします。

コロナの感染拡大により、縮小、延期などしていた町が関係する事務事業等は、その必要性等を改めて確認し、アフターコロナの現状にあった対応を進めてまいります。

本町のまちづくりを進めていく上で指針となる「足寄町第6次総合計画」は、平成27年度から10年間の計画であり、この計画を時代の変化に即した見直しを行い、着実に実施することが私の責務と考えております。

現計画は、令和6年度が最終年度であることから、令和6年度中の「第7次総合計画」策定に向け準備を進めます。

また、人口減少対策が本町における最重要課題と位置付けており、基幹産業である農林業をしっかりと支援をすることで、まちの経済が安定し、過疎対策に結びつくものと考えており、この地で暮らすことに幸せを感じられるまちを維持していくための施策をまとめた「第2期足寄町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、地方創生の取組を進めてまいります。

地方創生・人口減少対策の大きな柱である「子育て応援出産祝金贈呈」「保育料完

全無償化」「学校給食費無償化」「足寄高校存続に関する支援」等の子育てと教育の支援を継続し、「安心して子育てできる町、足寄町」を、引き続き、町外にアピールできるまちづくりを進めてまいります。

さらに、コロナ危機から脱却し、未来を担う若者やまちづくりに意欲のある人を育て、足寄町に住む人々が「支えあい、助けあい、一人になっても安心、この町に住んで良かった」と思っていただけるまちの実現に向け、予算編成を行いました。

続きまして、令和5年度の一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算案の概要をご説明申し上げます。

本年度は、統一地方選挙の年でありますことから、当初予算は、いわゆる骨格予算として編成されていましたが、本定例会でご提案申し上げます補正予算は、選挙公約を実現するために、本年度から取組が可能な事業に係る政策予算等を中心に提案をさせていただきます。

その結果、今回の補正予算の総額は、一般会計4億2,220万7千円、特別会計5,882万3千円、企業会計1,268万3千円、合計4億9,371万3千円となり、これに本年度の既定予算を加えた各会計の総額は、一般会計97億8,136万9千円、特別会計28億2,664万8千円、企業会計16億2,293万2千円、合計142億3,094万9千円となるものであります。

以下、各会計の予算案等につきまして、項目ごとに、その概要をご説明申し上げます。

歳出では、住環境の向上、定住促進と地域経済活性化の取組として、町内建設業者施工による住宅・店舗等の新築及び増改築工事、賃貸住宅整備等を対象とした「住環境・店舗等整備補助事業」を引き続き行います。

本制度により、多くの町内業者による新増築や改修、設備工事が行われ、地域経済

活性化と住環境改善に非常に効果のある事業と捉えており、引き続き、定住人口の確保、地域経済活性化のために制度のPRを進めてまいります。

また、平成23年度から実施している「まちづくり活動支援補助金」につきましても、住民参加によるまちづくりや住民の主体性が発揮できるまちづくり活動を支援するため、引き続き計上いたしました。

ふるさと足寄応援寄附推進事業につきましては、返礼品人気ランキング上位を占めるチーズを製造していた足寄町農業協同組合が昨年末に操業を停止し、事業を継承した合同会社「あしよろチーズ工房」による製造販売の再開まで時間を要したこともあって、令和4年度収入は前年度比約34%減の5,594万円という結果になりました。

令和3年度に創設した町内事業者の返礼品開発を支援する補助制度を継続するとともに、寄附申込窓口であるインターネットポータルサイト数をさらに増やすなど、効果的なPRの取組を行い、寄附金増に繋げてまいります。

地方創生推進事業では、結婚新生活支援事業補助金を当初予算に計上し、新婚世帯の住居費や引越費用など、新生活スタートに伴う経済的負担を軽減してまいります。

公共施設等の管理につきましては、老朽化した集会施設の長寿命化を図るため、西町コミュニティセンター玄関の改修を行うほか、茂足寄集落センターの屋根及び外壁の塗装工事、喜登牛集落センターの外部改修工事を行います。

行政情報システム等の関係では、住民の利便性向上と業務効率化による行政サービスの向上を図るために、各課を横断するデジタル・トランスフォーメーション（DX）専門部会を設置し、全庁的な電子化・デジタル化を進めてまいります。

交通安全対策事業では、全国で高齢者による痛ましい事故が後を絶たず、交通安全

指導員等による老人クラブを対象にした交通安全教室の開催、通学時の小中学生の安全確保を図るための街頭指導、交通安全関係者によるキャンペーンなどを積極的に行い、交通事故に遭うことのない安全なまちづくりに取り組みます。

次に、自治会は会員相互の親睦、防災・防犯・福祉など様々な取組を通して、その地域で安心して生活していくための地域づくりを進める中心となる組織ですが、新型コロナウイルスの感染拡大により、この3年間多くの自治会の活動が停滞したことから、引き続き、花いっぱい運動や清掃等の美化活動、自主防災組織の設立・運営のほか、地域の繋がりを維持し、安心して住みよい地域づくりを進めていただくための自治会活動に、支援してまいります。

町税に関しましては、納税者の利便性向上を図るため、本年度から地方税共通納税システムの対象税目拡大やコンビニ納付の運用を開始しました。全国のコンビニエンスストアやスマートフォンアプリによる納付が可能となり、税金のほか、公営住宅使用料や水道料金等も、時間を気にせず納入していただくことが可能となるなど、多様な方法による自主納付の推進や納税者個々の状況を考慮した徴収を行ってまいります。

新エネルギー利用の推進では、昨年10月に「足寄町再生可能エネルギー導入計画」を策定しましたが、2050年までのカーボンニュートラル達成のため、地球温暖化対策を進めるための再生可能エネルギーや省エネルギー等の取組について、住民周知を図ってまいります。また、資源とエネルギーの循環による地域経済の振興を進めるため、木質ペレット燃焼機器導入に対し、引き続き支援を行います。

次に、福祉施策の推進について申し上げます。

障がい児者施策につきましては、障害者地域生活支援拠点施設と綿密な連携を図りながら、相談対応や居住支援など、障がい

児者の生活を地域全体で支える体制の整備を進めてまいります。

子育て支援の充実につきましては、子育て安心基金を財源に、引き続き、出産祝金の支給をはじめ、認定こども園、へき地保育所、家庭的保育、そして学童保育所の保育料完全無償化を継続してまいります。

また、令和4年度から開始した「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金等一体的実施事業」につきましては、引き続き出産・子育て応援ギフトの支給や面談等により子育て支援を行うほか、今年度は健康管理システムを改修して妊婦の状況や乳幼児健診結果、相談記録を管理できるようにし、母子と乳幼児の健康状態の一元管理により、子育て支援を効果的に行える体制を目指します。

こども園及び学童保育所においても、登園等の管理や記録を管理できるシステムを導入し、保護者への連絡体制の充実や保育支援計画の作成、情報の共有化を図ってまいります。

国は、こどもの健やかな成長を社会全体で後押しするため「こども家庭庁」を創設し、令和5年度に発足させたことから、本町においても、さらなる子育て支援の充実を図るための体制整備を進めます。

高齢者福祉施策では、福祉課総合支援相談室を中心に医療機関や介護サービス事業所等との情報共有を一層進め、特に介護保険の制度改正、介護保険サービスを取り巻く時代の変化への対応や、特別養護老人ホームの建替え等も含めた「医療と介護・保健・福祉の連携システム」の充実に向けた取組を進めてまいります。また、町内の介護療養型老人保健施設及び軽費老人ホームに経営安定資金を助成し、介護サービス等の円滑な提供を確保いたします。

介護人材の確保・育成事業としまして、修学資金貸付金、就業支援等補助金、介護福祉士資格取得等補助金などの制度を継続し、介護事業の円滑な運営を支援してまいります。

次に、予防検診経費といたしまして、人間ドック、胃カメラ、骨粗しょう症やピロリ菌検査、PETがん、脳ドック検診、ヘリカルCT肺がん検診等の受診に係る経費について引き続き支援を行い、町民の命と健康を守る取組を充実してまいります。

新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業につきましては、6月から集団接種で実施するほか、町内医療機関のご協力をいただいで個別接種を行うなど、接種を希望する町民の皆様がワクチンを接種できるよう、ワクチンの供給状況を踏まえ、接種体制を整備してまいります。

近年、福祉における課題は多様化・複雑化しており、住民誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる地域社会の実現が求められています。今年度は、足寄町障がい者福祉計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画や高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、健康づくり計画などの策定時期であることから、本町を取り巻く状況を的確に把握し、時代の変化に即した福祉施策の基本方針や目指すべき将来像、実施施策等を盛り込んだ計画の策定を進めます。

子どもの医療費助成につきましては、本町では健康保持と増進を目的に、現在は所得制限を設けず中学生まで本人負担が生じないよう助成を行っていますが、十勝管内他市町村の状況等も踏まえ、本年10月から高校生までの医療費を無料とするため、本定例会に条例改正と補正予算を提案しています。

4月1日にオープンした町営温泉浴場「銀河の湯あしよろ」については、町民のくつろぎの場、憩いの場となるとともに、里見が丘公園で遊んだ後やキャンプ場利用者にもご利用いただくなど、足寄町を訪れた方にも楽しんでいただける施設となるよう、指定管理者とともに円滑な運営を進めてまいります。

ごみ処理につきましては、安定的な収集業務を維持するとともに、ごみ減量化の啓

発活動や資源ごみのリサイクル体制の充実、自治会等の資源ごみの集団回収や生ごみ処理機等の購入に対する助成等を通して、再資源化と有効活用を推進し、さらに食品ロスやごみの発生を回避する取組など、本町で実施可能なごみ減量化推進策を検討してまいります。また、高齢者や障害者等でごみ出しや適切な分別ができない世帯の収集分別作業をお手伝いする「ふれあい収集事業」を引き続き実施します。

次に、農業振興対策について申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大やロシアのウクライナ侵攻等により、肥料や飼料、農業生産資材が高騰し、農家経済はこれまでにない厳しい状況に直面しています。

とりわけ、酪農家は生乳生産の抑制や仔牛価格の暴落等で非常に厳しい状況となっており、経営環境の悪化は依然として先が見えない状況が続いています。このような状況から、足寄町農業協同組合と協働し、農業経営の安定と営農意欲の維持を図ることを目的に、農業経営継続のための支援を行います。

また、持続可能な畑作経営を推進するためには「土づくり」が重要ですが、燃油価格高騰による堆肥運搬コストの上昇で堆肥利用が減少していることから、牛糞堆肥やJA足寄バイオマスセンターの発酵消化液の活用を促進し、土壌の物理性改善を図るために、足寄町農協が実施する「耕畜連携地力増進事業」を支援します。

また、農業担い手の確保と育成関係では、平成13年から昨年までの22年間で、23組が新規就農しており、現在も新規就農志向者として3組が就農を目指して準備を進めています。夫婦ともに就農し共同経営体として国に認められたことによる経営開始資金の増額、新たに6月から新規就農志向者として研修を開始する方への実習奨励金及び研修先農家に対する営農指導交付金の増額など、新規就農者や志向者への支援

を行うなど農業担い手の確保と育成を図ります。

近年、町内で家畜伝染病の発生が相次いでおり、伝染性が高く、現在も防疫対策を継続している疾病もあります。牛馬の移動や出荷制限のほか、淘汰に至る場合もあり、農家にとって精神的にも経済的にも甚大な負担となることから、家畜伝染病の予防と衛生対策の強化を図ります。

次に、林業振興について申し上げます。

将来にわたって森林の恵みを享受できるまちづくりを進めるため、引き続き、森林の有する多面的機能を発揮させるための適正な森林施業の実施や、森林の保全により、健全な森林資源の維持造成を推進してまいります。

また、森林環境譲与税を財源に、森林整備の推進、人材育成と担い手の確保、森林行政の体制強化を柱に、民有林を中心とした林業の振興に繋がる取組を、関係機関と連携し、計画的かつ効果的に進めることとしています。

次に、商工観光振興対策について申し上げます。

まず1点目として、新型コロナウイルス感染症への対応についてですが、5月8日より人の移動や飲食などの行動制限は緩和されましたが、昨年からの物価やエネルギー価格の高騰も収まる気配がなく、商工業者には厳しい状況が続いています。

このような状況から、足寄町商工会が実施する町内事業者の販売促進や特産品開発支援に関する取組やプレミアム付商品券発行事業に対し支援を行います。

また、アフターコロナに向け、観光PRと商品開発等の観光物産プロモーション事業を進めるあしよろ観光協会に対し支援を行います。

なお、新型コロナウイルス感染症や物価、エネルギー価格の高騰による家計・事業者等への影響が長引くことも考えられ、引き続き、関係機関との情報交換と情報収集を

行ってまいります。

また、経営継続に必要と認められる事業を行う小規模事業者に対し足寄町商工会が支援を行う小規模事業振興補助金や、認定特定創業支援等事業による支援の証明を受け、町内で創業した事業者並びに創業後の事業継続に支援を行う足寄町創業及び持続化支援金の取組を行います。

2点目はイベントの開催についてですが、コロナの感染拡大により中止となっていた各種イベントの再開に向け準備を進めており、昨年度までWEB開催をしていた「足寄ふるさとラワンぶきまつり」を6月25日に道の駅あしよろ銀河ホール21イベント広場で開催することが実行委員会で決定されました。また、「足寄ふるさと盆踊り・両国花火大会」につきましても、開催に向けて実行委員会において検討が行われる予定とお聞きしております。

3点目は、雌阿寒岳・オンネトー地区の観光振興についてですが、昨年6月にオープンしたオンネトー休憩舎とオンネトー国設野営場を、今年もあしよろ観光協会に委託のうえ運営してまいります。

また、多数の観光客が利用する雌阿寒温泉公衆トイレの浄化槽改修工事を行います。

4点目は、商工観光部門の地域おこし協力隊の取組についてですが、昨年度から継続雇用の3名で特産品開発や観光活性化を進めてまいります。

次に、土木関係の事業について申し上げます。

地籍事業につきましては、計画に沿って、令和2年度着手の中足寄・螺湾・上利別の各一部地区について、土地の位置付けの明確化を進めてまいります。

土木建設工事につきましては、橋梁長寿命化修繕事業として、一天橋外1橋の調査設計、ポン沢橋外2橋の修繕等を行うほか、橋梁長寿命化修繕計画策定業務において管理橋梁119橋の修繕計画の策定を行いま

す。

また、道路ストック修繕事業として、共励線の舗装修繕並びに足寄白糠線の路面性状調査及び修繕調査設計を行い、生活道路等の整備改善を図ります。

そのほか、総合計画の年次計画に基づき、町道整備工事や傷んだ舗装の補修工事、街路灯のLED化等を進めます。

公園事業につきましては、里見が丘公園整備事業として、旧青少年会館からキャンプ場までの幹線園路ほかの整備を行います。

また、公園長寿命化修繕事業として、山手通公園の遊具等の更新を行い、そのほかの公園につきましても、遊具等の保守点検結果に基づく計画的な修繕を行いながら、安全で安心して利用できる施設の維持に努めます。

続きまして、消防体制の推進についてですが、常備消防管理経費ではとちまち広域消防事務組合消防負担金等を、非常備消防管理経費では主に消防団に要する経費を計上しております。

本定例会においては、常備消防管理経費として、長寿命化のための消防庁舎外壁改修工事と消防庁舎高圧ケーブル等更新工事に係る経費を、また、非常備消防管理経費として、団員の安全確保のための高視認性活動服の購入と長寿命化のための第4分団上利別詰所の屋根塗装工事に係る経費を補正予算として計上しています。

複雑多様化する災害に対応するため、より実践に即した訓練を行い、出動計画に基づく消防部隊の適正な運用に努めるとともに、地域防災力の要である消防団員の確保と装備の充実を図り、時代のニーズに即した消防体制の強化に努めてまいります。

また、火災を減らすには一人一人の防火意識が重要なことから、町民の防災意識を高めるために、年間を通した啓発を行います。

救急体制については、高齢化による救急件数の増加と業務の高度化に対応するため、

気管挿管や薬剤投与等の研修を進めてまいります。また、救命率向上には早期の心肺蘇生が重要であることから、町民に対する救命講習の拡充に努めてまいります。

町民の安心安全を確保するため、引き続き、消防署、消防団と関係機関が連携して、地域の実情や社会情勢に対応した消防行政の推進に努めてまいります。

次に、防災関係について申し上げます。

防災行政無線施設の整備が完了して以降、全世帯への戸別受信機配備に向けた取組を進めており、現在、一般世帯に2,410台、町内企業には69台配備され、配備率は約85%となりました。引き続き、災害情報等を確実に届けるため、未配備世帯の解消に向けた取組を進めてまいります。

また、頻発する異常気象や地震・火山噴火、大規模停電等の災害に備えるため、引き続き自主防災組織の結成に係る支援や防災資機材の増強等を行うほか、災害発生時に、避難行動をとる上で重要な情報を掲載する「足寄町防災ガイドマップ」を改定いたします。

一般会計の歳入では、財政調整基金及び公共施設建設等基金から合計7億2,295万4千円の繰入金を計上し、町債においては辺地対策事業債や過疎対策事業債など合計6億7,661万7千円の借入れを見込んでおります。

次に、特別会計について申し上げます。

特別会計及び企業会計では、それぞれの会計の設置目的に沿い、できるだけ簡素で効率的な会計運営を意識して事業執行を進めてまいります。

国民健康保険事業特別会計につきましては、被保険者の年齢構成が高く医療費水準が高いことや、コロナ禍において被保険者の所得水準が改善しないこと等もあり、厳しい財政見通しとなっております。

また、令和12年度に予定されている保険税率の全道統一化に向け、北海道の示す標準保険税率の水準まで段階的に引き上げ

ていくため、現行保険税率の改正を国保運営協議会に諮問し、答申をいただきましたことから、本定例会に国民健康保険税条例の改正案を提出させていただいております。

足寄町の納付負担額は年々増加していますが、被保険者の急激な負担増とならないよう、計画的な税率改正、適正な会計運営を行い、国民健康保険制度が被保険者にとって、安心して医療機関を受診でき、地域の医療を支える制度として役立てるよう、今後も努めてまいります。

簡易水道特別会計につきましては、遠隔監視システム等の整備を行い、施設維持管理の充実と安全安心な水道水の安定供給を図ってまいります。

公共下水道事業特別会計では、汚水管の高压洗浄やカメラ調査を計画的に行い、適正な維持管理を行ってまいります。また、下水終末処理場につきましては、長寿命化のために計画的な改築を進めており、ストックマネジメント計画に基づき、電気設備工事を行います。

公営企業法適用化につきましては、令和6年度の移行を目標に、引き続き準備を進めてまいります。

介護保険特別会計にあつては、第8期介護保険事業計画の最終年度として、これまでの実績を踏まえて必要な事業を行ってまいります。

次に、介護サービス事業特別会計であります。特別養護老人ホームの運営にあたっては、利用者の立場に立った質の高いサービスの提供に努め、家庭的な雰囲気の中でその人らしい暮らしを保つことができるよう、利用者の健康保持、安全・安心して生活を送れる施設づくりを今後も進めてまいります。

また、施設の建替えにつきましては、令和7年度の供用開始を目指し、現在、基本設計に着手しており、本年度中に土地の購入や実施設計を行う予定ですが、地域包括ケアの推進に係る国の動向等を踏まえ、国

保病院、町内介護事業所等とも連携を図り、令和6年度に建設工事に着手できるように事業を進めてまいります。

後期高齢者医療特別会計につきましては、北海道後期高齢者医療広域連合と連携を図り、申請受付等の事務を適正に実施してまいります。また、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施するため、保健師や栄養士、介護支援専門員等と連携し、個々の状態に応じた疾病予防や重症化予防、生活機能の向上に新たに取り組んでまいります。なお、一体的実施に伴う支援業務の委託料を本定例会に提案しています。

次に、資源ごみ処理等事業特別会計であります。資源ごみ処理につきましては、中足寄にある銀河クリーンセンターを中間処理施設として池北三町が共同で行っております。施設整備後20年以上経過し、設備等の損耗が著しくなっておりますが、廃棄物行政の環境変化に柔軟に対応し、施設の維持管理に努めてまいります。

次に、企業会計について申し上げます。

上水道事業会計につきましては、安全安心な水道水の安定的な供給を図るために、老朽管路の更新と道路整備事業の実施に伴う配水管移設事業を進めてまいります。

次に、国民健康保険病院事業会計につきましては、本年4月に内科常勤医師1名が着任し、4年ぶりに常勤医師が4名体制となりました。経営基盤安定のためには、まずは医師や看護師等、医療従事者の安定的確保と定着化が必要不可欠なことから、引き続き重点課題として取り組んでまいります。

また、2024年4月から始まる医師の働き方改革に向けた対応や、年度内に策定予定の経営強化プランに沿った病院運営を着実に進めてまいります。

人口減少や新型コロナウイルス感染症による受診控えなど様々な要因が重なり、ここ数年来、病院経営は厳しい環境下に置かれておりますが、町内唯一の入院病床を有

する救急告示医療機関として、24時間365日、必要時にいつでも安心して医療が受けられる体制を維持していくことは、二次医療圏まで1時間以上を要し、高齢化率の高いこの地域にとっては、無くてはならないものと考えております。

そのため、必要とされる医療提供体制の確保に努めるとともに、地域の基幹病院として、町民の皆様が安心と信頼をもって受診していただけるよう、良質な医療の提供はもとより、病院スタッフの接遇の向上についても、最大限の努力をしております。併せて、医療機器の計画的な更新、施設の維持・補修等、医療環境の整備を進めてまいります。

以上、項目ごとの概要説明を申し上げましたが、予算編成にあたっては、財政の健全化を念頭におき、緊急性や必要性、経費の節減等を十分に考慮し、限られた財源の効率的な配分や国の施策を活用し予算編成を行っています。

電気料金をはじめ、様々な商品やサービスの値上げが今後も予定されていることから、可能な限り節電・節減・省エネに努めてまいります。改めて9月以降に執行予算の精査を行い、予算が不足すると見込まれる場合には、追加の補正予算をお願いしなければならないと考えております。

今後も限られた財源を効果的に活用し、健全な財政運営の堅持に努め、町民の皆様との対話を大切にして、より多くの町民が「住民にやさしい役場」と感じていただけるよう、職員教育と人材育成を進めてまいります。

以上、令和5年度の一般会計、特別会計及び企業会計補正予算案の概要説明も含め、行政執行方針を申し上げました。今後の町政運営につきましては、議会との連携のもと、誤りなき町政運営・執行にあたってまいりますので、町議会議員並びに町民の皆様の一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） 次に、教育委員会から教育行政執行方針を申し述べます。

教育長 東海林弘哉君。

○教育委員会教育長（東海林弘哉君） 議長のお許しを頂きましたので、令和5年第2回定例会の開会に当たり、足寄町教育委員会の所管行政の執行に関する主要な方針を申し上げます。

教育行政に臨む基本姿勢。

人口減少・少子高齢化の進行や産業構造の変化、感染症の影響等、「変動・不確実・複雑・曖昧」な現代において、これまでの知識や経験だけで解を求めることが難しい状況にあります。

このような中、学校教育においては、「生きて働く知識・技能の習得」「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力などの育成」「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性の涵養」を知・徳・体のバランスのとれた教育により獲得させることが重要です。加えて、「個別最適な学び」や「協働的な学び」を通し、主体的な課題解決力等の豊かな人生を切り拓いていくための資質・能力を高めることが求められています。一方、社会教育では、幅広い世代と連携・協働し支え合える体制整備に努め、それぞれのニーズに応じた学びの場を提供するとともに、地域コミュニティの活性化や地域で活躍できる「人づくり」を推進することが大切です。

そこで、足寄町教育委員会といたしましては、教育関連法や足寄町第6次総合計画及び第6次足寄町教育振興基本計画などを基底に据え、総合教育会議の協議・調整を尊重するとともに、学校教育と社会教育を両輪として、豊かな循環型生涯学習のまちづくりを目指して教育行政を推進してまいります。

以下、学校教育と生涯学習、高等学校振興の推進について主な施策を申し上げます。

学校教育の推進。

一つ目は、学校教育の推進についてです。

まず、「子どもたち一人ひとりの可能性を引き出す教育の推進」ですが、持続可能な開発目標・SDGsや持続可能な開発のための教育・ESDの理念に則った問題解決的な学習や体験的な学習活動を重視し、新しい時代に必要となる資質・能力を育成してまいります。1人1台端末の活用による授業改善等は、今年度特に重点となるところです。また、年々重視されている特別支援教育、ふるさと教育やキャリア教育の充実、豊かな人間性を育む道徳教育、国際理解教育の充実、体力・運動習慣の定着は欠かすことができません。

次に、「学びの機会を保障し質を高める環境の確立」ですが、いじめ、不登校への対応や関係機関と連携した児童生徒への支援、ICTの活用による多様な教育機会の確保、安全教育についても、組織的に行ってまいります。何より、教職員の心理的安全性を確保するためにも、働き方改革や人材育成、不祥事防止は、まったなしの喫緊の課題です。さらに、小・中・高の幅広い連携も推進してまいります。

具体的な方策としまして、「確かな学力」では、少人数指導や習熟度別学習、長期休業中の学習機会の提供、家庭への啓発活動等に取り組んでまいります。また、各種調査や分析結果を踏まえた「学力向上推進プラン」を示し、「主体的・対話的で深い学び」による授業改善を図ってまいります。加えて、教育課程の充実や学力を高める検証改善サイクルを確立し、生涯学習推進アドバイザーの指導の下、学力向上を目指します。指導内容の調整についても、小・中・高で連携・協働し、効率のよい指導方法・指導体制を工夫してまいります。

「豊かな心」では、教育相談や「特別の教科道徳」の充実、読書活動の推進、SNS等の情報モラル教育の徹底に取り組んでまいります。特に、読書につきましては、豊かな感性を育む読書活動を充実させるため、移動図書や巡回配本、図書館司書の学

校訪問相談等、町図書館と学校の連携を図ってまいります。また、「いじめ問題」につきましては、足寄町いじめ防止基本方針に基づき、先ずはいじめを積極的に認知し重大事態を引き起こさないよう指導してまいります。不登校対応については、学校・保護者・関係機関の連携強化を図り、改善を目指します。

「健やかな体」では、「全国体力・運動能力運動習慣等調査」や新体力テストの実施結果を踏まえ、体育・保健体育の改善や体力づくり運動の持続化に努め、体力向上や運動の習慣化を図ってまいります。食育では、栄養教諭と連携して食に関する指導を充実させるとともに、学校給食の衛生・安全管理を徹底してまいります。また、地場産食材の積極的な活用による「ふるさと給食」等を継続し、安全・安心で楽しい給食の提供に努めてまいります。

国際理解教育では、国際交流員を活用して小学校の英語教科や外国語活動及び中学校の英語教科などの支援を図り、英語力の向上や異文化理解など国際理解教育の推進に努めてまいります。

ふるさと教育、キャリア教育では、関係機関・団体等との協力・調整を図り、地域人材の活用や職場訪問体験学習などを通して、ふるさと足寄への愛着や望ましい職業観、勤労観を培ってまいります。

防災・交通安全教育では、各教科の関連内容の学習や定期的な実施訓練を通して災害への対応力を高めるとともに、地域実態に応じた危機管理対応マニュアルの評価・改善を図ってまいります。ICTによる教育では、一人1台端末を活用した「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実を図ってまいります。また、きめ細かな複式教育や長期欠席児童生徒への支援等、多様なICT活用についても工夫してまいります。

特別支援教育では、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育を実施するた

め、社会的自立や合理的配慮を踏まえた個別の教育支援計画に基づいた教育活動の展開や学習支援員の継続配置、あしよろ子どもセンターとの連携強化等、支援体制の充実に努めてまいります。

学校給食につきましては、子育てや人口減少への対策として、小・中・高の児童及び生徒に無償提供を継続してまいります。

教育環境整備につきましては、校舎の施設・設備や教職員住宅の修繕等を、今年度も計画的に進めてまいります。

教職員の人材育成につきましては、昨年度後半から実施している校長・教頭研修会、リーダー養成面談を継続し、対象を一般教諭等に拡大するとともに、北海道教育委員会の研修履歴を活用した新たな研修制度を受けて、幅広い研修内容の展開を工夫してまいります。

教職員の働き方改革につきましては、足寄町アクションプランを継続し、土、日の部活動の地域移行についても検討協議会を設置し、足寄らしい対応を検討してまいります。

また、昨年度から導入した町内全小・中学校コミュニティ・スクールについては、地域学校協働活動との一体的な取組を推進するとともに、町内全ての学校のネットワークが強固なものとなるよう基盤づくりを行ってまいります。

生涯学習の推進。

二つ目は、生涯学習の推進についてです。

『「学ぶ・育てる・ささえあう」笑顔あふれるまちづくり』を基本理念とした、第6次足寄町教育振興基本計画を踏まえ、「地域と歩む持続可能な教育の実現」として足寄ならではの生涯学習社会の実現に向けた社会教育の充実に努めてまいります。また、地域資源を組み入れた多様な学習活動やICTを活用した情報共有及び町民ニーズの把握に努め、学び合いを通して獲得した成果を地域や社会で活かすことのできる「人づくり」と「環境づくり」に取り組んでま

まいります。

具体的な方策としまして、家庭教育につきましては、「家庭教育学級」や子育て支援・学習と交流の会「すくすく」の充実にさらに努めてまいります。また、あしよろ子どもセンター等の関係機関と連携を密にし、家庭教育・子育て支援の充実に努めてまいります。

青少年教育につきましては、人間形成の基礎が培われる時期にSDGs・ESDを踏まえた様々な取組を通し、自立と共生に富んだ豊かな人材を育成することが求められております。地域素材を生かした自然体験活動「すすめ！あしよろ☆冒険王」の実施をはじめ、各種ボランティア活動やスポーツ活動、文化・芸術活動などの支援と育成に努めてまいります。昨年度文部科学大臣表彰を受けた長期休業中の居場所づくりとしての「チャレンジクラブ」は、今年度も実施してまいります。また、地域の教育機関である「北海道立青少年体験活動支援施設ネイパル足寄」や「九州大学北海道演習林」との連携も努めてまいります。

未来のリーダーを育成する成人教育では、情報提供やリーダーを養成する機会の充実に努めてまいります。そして、ふるさと足寄100年塾「生きがいスクール」等、高齢者の生きがいにつながる多様で豊かな学び合いを支援してまいります。さらに、女性の活躍に結びつく学習機会や情報提供を通して、女性の個性と能力を十分に発揮できるよう支援してまいります。

国際交流につきましては、海外研修派遣事業に加えて、保育園児の英語遊び活動や一般町民を対象とした英会話教室など、国際交流員を活用して実施してまいります。

生涯学習施設については、町民センターと生涯学習館を「町づくり」「人づくり」の学習拠点として位置づけ、学びやすい施設環境を目指してまいります。とりわけ、図書館につきましては、情報センターとしての機能が充実するよう、小・中学校との

連携他、魅力ある事業を展開してまいります。また、乳幼児の絵本との出会いと親子の触れ合いなどを支援する「ブックスタート事業」や読み聞かせの会への支援等、子どもが持続的に読書に興味・関心をもつことができるよう、読書活動を推進してまいります。

文化・芸術活動の推進につきましては、各種団体等が行う活動と連携して、地域文化の伝承や創作活動等を意図的・計画的に支援してまいります。

足寄動物化石博物館につきましては、昨年度通算入館者50万人を達成いたしました。引き続き、企画・運営の工夫や発掘体験活動などにより入館者数の増加に努め、本町の象徴的な学術施設としてさらに価値を高めるための連携を図ってまいります。

体育・スポーツの振興につきましては、町民皆スポーツを目指し、持続的にスポーツに参加できる機会を確保し、各種スポーツ施設の安全点検並びに計画的整備を図ってまいります。

また、各関係機関・団体と連携し、中学校部活動の地域移行の取組と並行して、指導者の育成や指導体制の充実を図ってまいります。さらに、各種スポーツ大会や出前教室、学校開放事業、総合型地域スポーツクラブの育成などを通し、スポーツの振興と普及に努めてまいります。

足寄高等学校教育振興の推進。

3つ目は、足寄高等学校教育への振興についてです。

足寄高等学校の存続・2間口確保に向けた取組につきましては、足寄高等学校振興会等関係団体と連携・協議し、通学費や希望生徒への給食の提供、海外研修派遣、足寄町学習塾、多目的交流施設等への支援を継続するとともに、振興策について広く周知するよう努めてまいります。

また、主体的に課題に向き合う力を身に付けさせる「探究活動」への支援も行い、高等学校教育の質の向上に貢献したいと考

えております。

足寄高校生海外研修派遣事業は、コロナ禍のためこれまで3年間実施できませんでしたが、国際理解教育、探究活動の充実の観点からも今年度より高校2年生を対象とし、実施する予定です。

以上、令和5年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げました。

町議会議員並びに町民の皆様のご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これで行政執行方針を終わります。

ここで11時20分まで休憩といたします。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

## ◎ 報告第7号

○議長（高橋秀樹君） 日程第6 報告第7号繰越明許費繰越計算書について（一般会計）の件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） 議案書の1ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました報告第7号繰越し明許費繰越し計算書について、御報告申し上げます。

令和4年度足寄町一般会計予算の繰越し明許費は、別紙のとおり翌年度に繰越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告するものでございます。

これまでに予算の議決をいただきました介護サービス事業助成事業のほか、5つの事業につきまして1ページの右側に別紙といたしまして添付しております計算書のとおり、それぞれ事業費が確定いたしましたので御報告をするものでございます。

翌年度への繰越額は6事業、合わせて

4, 063万9, 000円でございます。

以上のとおり御報告申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって報告を終わります。

#### ◎ 報告第8号

○議長（高橋秀樹君） 日程第7 報告第8号繰越明許費繰越計算書について（公共下水道事業特別会計）の件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

副町長 丸山晃徳君。

○副町長（丸山晃徳君） 建設課長事務取扱でございます。

ただいま議題となりました報告第8号繰越明許費繰越計算書について、御報告申し上げます。

議案書2ページをお開き願います。

令和4年度足寄町公共下水道事業特別会計予算の繰越し明許費は、別紙のとおり翌年度に繰越したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

本件は、本年2月開会の第1回臨時会で議決をいただいた繰越し明許費につきまして、下水終末処理場の建設工事委託に係る繰越額が2ページ右側の別紙計算書のとおり確定しましたのでこれを報告するものでございます。

翌年度への繰越額は1, 400万円でございます。

以上報告第8号繰越し明許費繰越計算書について御報告申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって報告を終わります。

#### ◎ 報告第9号

○議長（高橋秀樹君） 日程第8 報告第9号繰越明許費繰越計算書について（介護サービス事業特別会計）の件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

福祉課長 保多紀江君。

○福祉課長（保多紀江君） 3ページをお開き願います。ただいま議題となりました報告第9号繰越し明許費繰越し計算書について、御報告申し上げます。

令和4年度足寄町介護サービス事業特別会計予算の繰越し明許費は、別紙のとおり翌年度へ繰越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告をするものでございます。

右側に別紙として添付しております計算書のとおり1, 760万円を翌年度へ繰越してございます。

以上のとおり御報告申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって報告を終わります。

#### ◎ 報告第10号

○議長（高橋秀樹君） 日程第9 報告第10号事故繰越し繰越計算書について（一般会計）の件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） 4ページをお

願いたします。ただいま議題となりました報告第10号事故繰越し繰越計算書について、御報告申し上げます。

令和4年度足寄町一般会計予算の事故繰越しは、別紙のとおり翌年度に繰越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により御報告をするものでございます。

4ページの右側に別紙といたしまして、添付しております計算書のとおり第2款総務費、第1項総務管理費、地域活性化推進事業の住環境店舗等整備補助金につきまして、交付決定した外構工事1件と、第4款衛生費、第2項じん芥処理費、じん芥処理経費のPCB廃棄物収集運搬処理業務委託料1件が年度内に完了することが困難となりましたため、事故繰越しを行ったものでございます。翌年度への繰越額は二つの事業合わせて504万7,000円でございます。

なお、いずれも事業は既に完了しておりますので、今月中には支出が完了する見込みでございます。

以上のとおり御報告申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって報告を終わります。

#### ◎ 議案第42号

○議長（高橋秀樹君） 日程第10 議案第42号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） 5ページをお願いいたします。ただいま議題となりまし

た議案第42号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、提案理由の御説明を申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、大誉地辺地、茂足寄辺地に係る公共的施設の総合整備計画を、別紙のとおり策定をするため議会の議決をお願いするものでございます。

この整備計画につきましては、辺地において公共的施設を整備するに当たり、財源といたしまして辺地対策事業債を活用するために必要な計画となっております。

計画の概要につきましては、別紙として添付しております総合整備計画書により御説明をいたしますので、6ページをご覧ください。

まず、大誉地辺地でございますが、1辺地の概況、2公共的施設の整備を必要とする事情等につきましては、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

6ページの右側の3公共的施設の整備計画内訳をご覧ください。

施設名市町村道・橋りょう、事業名橋梁長寿命化修繕事業のほか、飲用水供給施設で2事業を、消防施設で1事業、合わせて4つの事業を行うものでございます。

事業費は合わせて1億1,144万4,000円。辺地対策事業債の予定額は7千420万円でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

茂足寄辺地でございますが、1辺地の概況、2公共的施設の整備を必要とする事情等につきましては、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

8ページの3公共的施設の整備計画内訳をご覧ください。

施設名市町村道・橋りょう、事業名橋梁長寿命化修繕事業ほか1事業。飲用水供給施設で2事業、消防施設で1事業、観光・レクリエーション施設で1事業、合わせて

6つの事業を行うものでございます。

事業費は合わせて3億3,768万1,000円。辺地対策事業債の予定額は1億2,780万円でございます。

整備計画の期間は、いずれも令和5年度から令和9年度までの5年間でございます。

なお、本計画の策定に当たりまして、既に北海道と協議を行っており、5月10日付けで北海道知事から計画内容に異議がないとの回答をいただいているところであります。

以上で提案理由とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第42号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての件は、原案のとおり可決されました。

## ◎ 議案第43号

○議長（高橋秀樹君） 日程第11 議案第43号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についての件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） 9ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました議案第43号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する、同条第1項の規定に基づき、螺湾辺地、芽登辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部を変更するもので、財源として辺地対策事業債を活用予定の事業について、計画内容に一部変更が生じたので議会の議決をお願いするものでございます。

整備計画の一部変更の概要につきましては、別紙として添付しております総合整備計画書により御説明いたしますので、10ページをご覧ください。

まず、螺湾辺地でございますが、計画書の下線表示部が変更箇所でございます。

2公共的施設の整備を必要とする事情につきましては、飲料水供給施設といたしまして、簡易水道遠隔監視システム更新事業を新たに追加するものでございます。

3公共的施設の整備計画をご覧ください。事業費は42万円。辺地対策事業債の予定額は20万円でございます。

事業の追加に伴い、事業費等の合計額につきましても、括弧内の下線表示部のとおり変更になってございます。

整備計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間でございます。

次に11ページをお願いいたします。

芽登辺地でございますが、下線表示部が

変更箇所でございます。

2 公共的施設の整備を必要とする事情につきましては、飲料水供給施設といたしまして、簡易水道遠隔監視システム更新事業を新たに追加するものでございます。

1 2 ページの 3 公共的施設の整備計画内訳をご覧ください。事業費は 4 2 万円。辺地対策事業債の予定額は 2 0 万円でございます。

事業の追加に伴い、事業費等の合計額につきましても、括弧内の下線表示部のとおり変更になってございます。

整備計画の期間は、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年間でございます。

なお、本計画の変更に当たりまして、既に北海道と協議を行っており、5 月 1 2 日付けで北海道知事から計画変更内容に異議がないとの回答をいただいているところであります。

以上で提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 4 3 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についての件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第 4 3 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についての件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第 4 4 号

○議長（高橋秀樹君） 日程第 1 2 議案第 4 4 号芽登小学校外部改修（建築主体）工事請負契約についての件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） 1 3 ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました議案第 4 4 号芽登小学校外部改修（建築主体）工事請負契約について提案理由の御説明を申し上げます。

令和 5 年 5 月 1 9 日足寄町財務規則に基づき、指名競争入札に付した芽登小学校外部改修（建築主体）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は芽登小学校外部改修（建築主体）工事。

契約の方法は指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は 8, 8 2 2 万円でございます。

契約の相手方は、足寄町西町 8 丁目 1 番地の 1 2、株式会社社外田組、代表取締役菅原智美氏でございます。

工期は、令和 5 年 1 1 月 1 7 日になってございます。

1 4 ページに 1 階の平面図。1 5 ページに 2 階の平面図及び屋根伏図を。1 6 ページに体育館の屋根伏図を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

主な改修項目につきましては、14ページの図面の右側上段に記載のとおり、校舎及び体育館の屋根、外壁、基礎などの改修を行うものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番進藤議員。

○10番（進藤晴子君） お伺いいたします。あの色々外壁とかそれぞれ直されるみたいなんですけれども、耐震、地震に関しての耐震に関しては定期的にされている上で今回外壁とかそれぞれ直されるのでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） はい。教育次長。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。耐震診断、耐震性のご質問ということで、足寄町内の小中学校につきましては、全て耐震診断若しくは耐震診断を行いまして、その中で耐震改修工事若しくは改築ということで全て完了しております。以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） はい。10番

○10番（進藤晴子君） すみません。何時頃やられたのでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） はい。教育次長。

○教育次長（丸山一人君） ちょっと資料が無いのですが、おおよそというところで、例えば足寄小学校の体育館であれば平成21年頃だったと思います。その後、足寄中学校の屋体についても平成24年、校舎もその後改築しておりますので、計画的にその頃を中心に国の補助金等を活用して実施しております。以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） はい。10番。

○10番（進藤晴子君） すみません。芽登小学校のことですので、芽登小学校はその後ぐらいにやられているのですか。その

耐震のチェックをしてから年数が経っているとあまり意味が無いように、私は素人的には考えるのですけれど。

○議長（高橋秀樹君） はい。教育次長。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。芽登小学校も、芽登小学校の屋体につきましては、建設年度が新しいので耐震性は確保されているということで、校舎のみ耐震改修工事を実施しております。見て頂ければ分かるかなと思っておりますが、V字型のブレードと言うのですかね、外壁にですね、この図面には無いのですけれども、ピタコラム工法だと思っておりますけれどもそういった形ですね、改修工事をすでに完了しているというところでございます。以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） はい。10番。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。

ありがとうございます。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号芽登小学校外部改修（建築主体）工事請負契約についての件を採決をします。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第44号芽登小学校外部改修（建築主体）工事請負契約についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第45号

○議長（高橋秀樹君） 日程第13 議案第45号足寄町企業版ふるさと納税基金条例の制定についての件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松野 孝君。

○総務課長（松野 孝君） 17ページをお願いいたします。

ただいま議題となりました議案第45号足寄町企業版ふるさと納税基金条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、企業版ふるさと納税による寄附金を積み立てまして、本町が国から認定を受けた地域再生計画であるまち・ひと・しごと創生推進計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する費用に充てるため、企業版ふるさと納税基金を設置することと致しまして、その設置及び管理に関し、必要な事項を定めるために制定しようとするものでございます。

条例の内容でございますが、第1条につきましては、基金を設置する目的を規定しております。

第2条の積立から第7条の委任までの規定につきましては、既に設置済のその他の基金条例と同様に基金の管理や運用方法等を定めるものでございます。

附則におきまして、この条例の施行期日を公布の日からとしております。

以上で提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議案となっております議案第45号足寄町企業版ふるさと納税基金条例の制定についての件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査にすることとしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号足寄町企業版ふるさと納税基金条例の制定についての件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

なお、本件は会期中の休会中に審査のうえ、報告を願います。

少し早いんですが、これで1時まで昼食のため休憩といたします。

午前 11時53分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎ 議案第46号

○議長（高橋秀樹君） 日程第14 議案第46号足寄町税条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 金澤眞澄君。

○住民課長（金澤眞澄君） お許しを頂きましたので着席にてご説明させていただきます。申し訳ありません。

議案書18ページをお開き願います。

ただいま議題となりました議案第46号足寄町税条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

この度の改正は、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布され、原則として令和5年4月1日から施行されること、また森林環境

税及び森林環境譲与税に関する法律の個人住民税に関する規定が施行されることに伴い、令和5年7月1日以降施行分について、足寄町税条例の一部を改正するものがございます。

主要な改正内容について、御説明申し上げます。

新旧対照表でご説明させていただきます。20ページをご覧ください。

1点目でございます。

第36条の3の2第2項から第5号の各項は、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項簡素化並びに項ずれに伴う所要の改正でございます。

2点目でございます。

第34条の9第2項及び第38条から22ページ第47条の6第2項までは、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴う、所要の改正を行うものがございます。

23ページをご覧ください。

3点目でございます。

第82条第1項第1号の改正は、地方税法施行規則の改正にあわせ、三輪車の特定小型原動機付自転車の種別割区分の見直しを行うものがございます。

附則第15条の2第4項及び第16条の2第3項の改定は、不正行為を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、納税不足額を徴する際に加算する割合を変更する改正でございます。

以上3点が主要な改正内容となります。

戻りまして18ページをご覧ください。

附則として、この条例は令和5年7月1日から施行といたしますが、第1条第1号及び第2号の規定につきましては、各号で定める日から施行するもとし、第2条第1項及び第2項並びに第3条第1項及び第2項の規定に規定する町民税及び軽自動車税につきましては、従前の例によるものと経過措置を設けております。

以上で、本条例等の改正に関する提案理

由の説明とさせていただきますので、ご審議賜りますようよろしく申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号足寄町税条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第46号足寄町税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第47号

○議長（高橋秀樹君） 日程第15 議案第47号足寄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 金澤眞澄君。

○住民課長（金澤眞澄君） 議案書24ページをお開き願います。

ただいま議題となりました議案第47号足寄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について提案理由のご説明を申し上げます。

足寄町過疎地域における固定資産税の課

税免除に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

第3条中なった年度の次に規則で定める場合はその翌年度を加えるものでございます。

改正概要につきましてご説明申し上げます。

本条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、過疎地域内の産業の振興を図るため、要件を満たした事業の用に供する設備の取得等をした場合は、対象設備に係る固定資産税について3年間の課税免除の適用を受けることができることになっています。

固定資産税の課税免除期間は、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3箇年度と規定されていますが、一連の設備投資が賦課期日1月1日の前後に渡り行われる場合に、賦課期日前に取得された固定資産については、賦課期日現在、当該事業の用に供されておらず、課税免除措置の対象外となり、取得翌年度が新たに固定資産税を課され、課税免除措置が講じられるのは課税2年度目から3年度目の2年度間のみとなります。

事業者においては、同一事業年度内の設備投資であるにも関わらず、賦課期日に前後する設備投資により課税免除期間が1年減少となることは、同一年度内に設備投資した他の事業者との均衡が図れないことから、賦課期日に前後する設備投資に対する課税免除期間の特例措置を講ずるものでございます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

なお、本条例改正に併せまして、足寄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例施行規則も同時に一部改正する予定でございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって提案

理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号足寄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第47号足寄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第48号

○議長（高橋秀樹君） 日程第16 議案第48号乳幼児及び児童医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 金澤眞澄君。

○住民課長（金澤眞澄君） 議案書25ページをご覧ください。

ただいま議題となりました議案第48号乳幼児及び児童医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を致します。

本条例の改正につきましては、乳幼児及び児童医療費助成制度において助成対象及

び助成範囲の見直しを行い、子育て世代の経済的負担軽減を図るため、改正をするものでございます。

改正の主な内容としましては、現行医療費助成の対象を、中学生までの入院・通院までとしています。助成の範囲を高校生までの入院・通院までとし、自己負担金を全額助成とするものです。

次に、乳幼児及び児童医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の改正内容についてご説明申し上げます。

乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

乳幼児及び児童医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

題名及び第1条の改正につきましては、乳幼児及び児童を子どもに改めるものでございます。

第2条第2項前段中乳幼児を子どもに、満6歳を満18歳に改め、同項後段を削り、同条第3項中乳幼児及び児童を子どもに改め、同条第4項中「の各号のいずれかに該当する者」を「に掲げる法律」に改めるものでございます。

第3条中属する乳幼児及び児童を属する子ども又は修学等のため他の市町村に転出した子どもに改め、同条第1号から第3号までの規定中乳幼児及び児童を子どもに改め、同条の次に他の市町村で同様の助成を受けている子ども」の1号を加えます。

第4条中乳幼児及び児童を子どもに改め、第7条第1項中乳幼児及び児童を子ども又は修学等のため他の市町村に転出した子どもに改めます。

第12条中乳幼児及び児童を子どもに改めるものでございます。

附則につきまして、この条例は令和5年10月1日から施行するものとし、施行日前に係る医療費助成は、なお従前の例によるものとします。第3項で足寄町行政手続における特定個人を識別するための番号の利用

に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正し、別表中第1及び別表第2中乳幼児及び児童医療費助成に関する条例を子ども医療費助成に関する条例に、乳幼児等を子どもに改めるものでございます。

なお、26ページ以降に新旧対照表を添付しておりますので、ご参照願います。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋秀樹君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号乳幼児及び児童医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第48号乳幼児及び児童医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第49号

○議長（高橋秀樹君） 日程第17 議案第49号足寄町国民健康保険税条例の一部

を改正する条例の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 金澤眞澄君。

○住民課長（金澤眞澄君） 議案書29ページをお開き願います。

ただいま議題となりました議案第49号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの改正は、令和5年3月31日に地方税法の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、国民健康保険税の5割及び2割の軽減対象となる世帯の所得の基準となる金額及び国民健康保険税の後期高齢者支援金等分の課税限度額が引き上げられたことに併せまして、国民健康保険財政の健全な運営及び国民健康保険税負担の適正化を図るため、北海道の示す標準保険税率などを踏まえた保険税率の改正を行うものでございます。

本町の国民健康保険特別会計は、新型コロナウイルス感染症拡大による所得減少、北海道への負担金増、少子高齢化等による医療費負担増など複合的な要因により、令和3年度以降は、単年度収支が赤字となっています。

この赤字補てんのため基金の取崩しと、昨年度に国保税率改正を実施しましたが、赤字に歯止めがかからず、令和4年度についても約1,400万円の基金の取崩しを行いました。

本町の国保事業を健全かつ安定的に運営していくためには、被保険者の負担感に配慮しながら、令和12年度からの保険料の統一に向けた道の運営方針に適切に対応していく必要があることから、段階的かつ計画的な税率改正を行うものです。

なお、国民健康保険税率の改定につきましては、令和5年2月15日に開催されました、足寄町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当との答申を受けていますことを

申し添えさせていただきます。

それでは、新旧対照表に沿ってご説明申し上げます。

議案書30ページ右側をご覧ください。

第2条第3項の改正は、後期高齢者支援金等課税額の限度額を引き上げる改正を行うものでございます。

第3条の改正は、基礎課税額に係る所得割の按分率を、第5条第1号は世帯別平等割の額を改正するものでございます。

第6条は、後期高齢者支援金等課税額に係る所得割を、第7条の2は世帯別平等割額について改正するものでございます。

第8条は、介護納付金等課税額に係る所得割の按分率を、第9条は被保険者均等割の額を、31ページに移りまして、第9条の2は世帯別平等割の額を改正するものでございます。

第23条第1項の改正は、第2条の課税限度額を引用していることから限度額の改正と基礎課税分、後期高齢者支援金等課税分の平等割、介護納付金課税分の均等割、平等割を改正することで、7割、5割、2割軽減の軽減額が変わるため、その額を第1号から、32ページ、第3号までそれぞれ改正するものです。

第23条の2及び、33ページの第24条の2並びに附則第2項から第13項までの改正は地方税法の一部が改正されたことに伴う改正でございます。

29ページへお戻りください。

この条例は公布の日から施行し、令和5年4月1日からの適用としますが、令和4年度以前の国民健康保険税については、従前の例によるものとする経過措置を設けております。

以上、本条例の改正に関する提案理由の説明とさせていただきますので、何卒御審議くださりますようお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5 番田利議員。

○5 番（田利正文君） これによって保険料が上がるのだというふうに思うのですが、わかりやすく何と言うのですか、標準世帯と言うのですか、どういうふうにしたら良いか分かりませんが、わかりやすく説明するとどの位上がるのか、というようなことが示せるのでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 住民課長。

○住民課長（金澤眞澄君） 所得及び世帯数によって一概には言えないのですが、所得が100万円で夫婦と子ども一人の世帯で、概ね2,000円から3,000円上がるという試算でいます。以上です。

○議長（高橋秀樹君） 5 番。

○5 番（田利正文君） 所得100万円で夫婦二人と子ども一人。月額ですか。2,000円位と言いましたっけ。年額ですか。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議案となっております議案第49号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件は、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに致したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件は、文教厚生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

なお、本件は会期中の休会中に審査のうえ、報告を願います。

## ◎ 議案第50号

○議長（高橋秀樹君） 日程第18 議案第50号足寄町新規就農者等誘致促進条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

経済課長 加藤勝廣君。

○経済課長（加藤勝廣君） 議案書36ページをお開き願います。

ただいま議題となりました議案第50号足寄町新規就農者等誘致促進条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の営農指導交付金に関する条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、新規就農志向者の円滑な就農促進を実現するため、必要な生産技術や経営管理方法等を実践的な営農実習指導ができる受け入れ農業者に対する支援について、国や北海道による補助等はなく、本条例による営農指導交付金のみとなっております。

近年、指導する受け入れ農業者の経済的精神的負担は大きく、また近隣町の受け入れ農業者への支援を鑑み、受け入れ農業者に対する営農指導交付金の額を月額5万円から10万円に改めるものです。

また、現在の営農指導交付金の交付期間は、4年以内としているところですが、研修3年目以降の営農指導交付金の交付は、あくまで不測の事態に備えたものであることから、今回の条例改正にて交付期間を原則2年間とし、ただし書きにより町長が特に必要と認める場合には4年以内に改めるものでございます。

附則におきまして、この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用することとしております。

なお、37ページに新旧対照表を添付しておりますので御参照願います。

以上で提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（高橋秀樹君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3 番榊原議員。

○3 番（榊原深雪君） お伺いいたします。交付期間が原則2年以内。ただし、町長が特に必要と認める場合は4年以内とするとありますが、どんな場合なのでしょう。お伺いいたします。

○議長（高橋秀樹君） はい。経済課長。

○経済課長（加藤勝廣君） この場合なのですが、国の交付金が2年となっておりまして、過去にその2年の研修を受けた後に、その以内に就農が出来なかった方がおられたということで、その後も研修は継続しなければいけなかったものですから、でも条例が過去2年以内となっていたものですから、それで4年以内に改めたのですけれども、その時に営農指導交付金が交付できなかったということがありました。

その後、4年以内にしたのですけれども、その後そういうことが無いように注意しながら進めてまいりましたので、今後におきましては、その原則2年以内は、国の交付金の期間の間と。仮に不測の事態でそういうことが発生した場合は、町長が特別に認める場合には4年以内というふうにしているものでございます。

○議長（高橋秀樹君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めま

す。

これで討論を終わります。

これから議案第50号足寄町新規就農者等誘致促進条例の一部を改正する条例の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第50号足寄町新規就農者等誘致促進条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第49号

○議長（高橋秀樹君） 只今、町長の方から申し出がございました。日程第17 議案第49号足寄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、町長から訂正がある旨、話がありますので、それを許可します。

住民課長 金澤眞澄君。

○住民課長（金澤眞澄君） 先ほどの田利議員のご質問について訂正させていただきます。

加入世帯ですね。夫婦世帯に子どもが一人の場合、所得が100万の場合、改正後の影響額が、2、3千円と申し上げましたけれども、正確には8、300円の増となっております。年額8、300円ですので、月額にすれば1、100円程度の増となります。以上です。

○議長（高橋秀樹君） 5番田利議員。

○5番（田利正文君） 今聞いてちょっと改めて高いなと思ったのですけれども、例えば以外の示せれるような事例とか標準世帯で。もう少し所得が高いだとか、子ども数が違うとか含めて。

○議長（高橋秀樹君） 住民課長。

○住民課長（金澤眞澄君） 他の例としましては、夫婦世帯で年収が150万円程度の場合になります。年収が150万円夫婦

2人世帯の年収150万円程度の場合は、改正後は年16万2千円の増となりまして、8期に分納されていますので、月2千円程度の増となります。以上です。

申し訳ありません。改正後は年1万6,200円の増額で、8期に分納した場合月2,000円程度の増となります。

○議長（高橋秀樹君） これで、追加のやつについては終結させていただきます。

### ◎ 意見書案第2号

○議長（高橋秀樹君） 日程第19 意見書案第2号地方財政の充実強化に関する意見書の件を議題とします。

本件については、条例第65条第3項の規定により、提案理由の説明を省略いたします。

ただいま議題になっております、意見書案第2号地方財政の充実強化に関する意見書の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査とすることとしたいと思いません。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号地方財政の充実強化に関する意見書の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

なお、本件は会期中の休会中に審査のうえ、報告願います。

### ◎ 散会宣告

○議長（高橋秀樹君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

次回の会議は、6月19日、午前10時より開会をいたします。

大変御苦労さまでございます。

午後 1時37分 散会

令和5年第2回足寄町議会定例会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足 寄 町 議 会 議 長

足 寄 町 議 会 議 員

足 寄 町 議 会 議 員